



全基連

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
National Federation of Labour Standards Associations



受託事業

個人事業者等の安全衛生確保支援事業

注文者等向け（建設業・造船業） 説明資料

CONTENTS

1	安全衛生管理体制（統括安全衛生責任者、店社安全衛生管理者）	1
2	連絡調整不足による労働災害事例	4
3	特定元方事業者等による統括管理・連絡調整等の措置	5
4	特定の作業等に係る注文者としての措置	8
5	個人事業者等に仕事を請け負わせる際の留意事項	11
6	作業場所管理事業者として必要な措置	12

1 安全衛生管理体制（統括安全衛生責任者、店社安全衛生管理者）

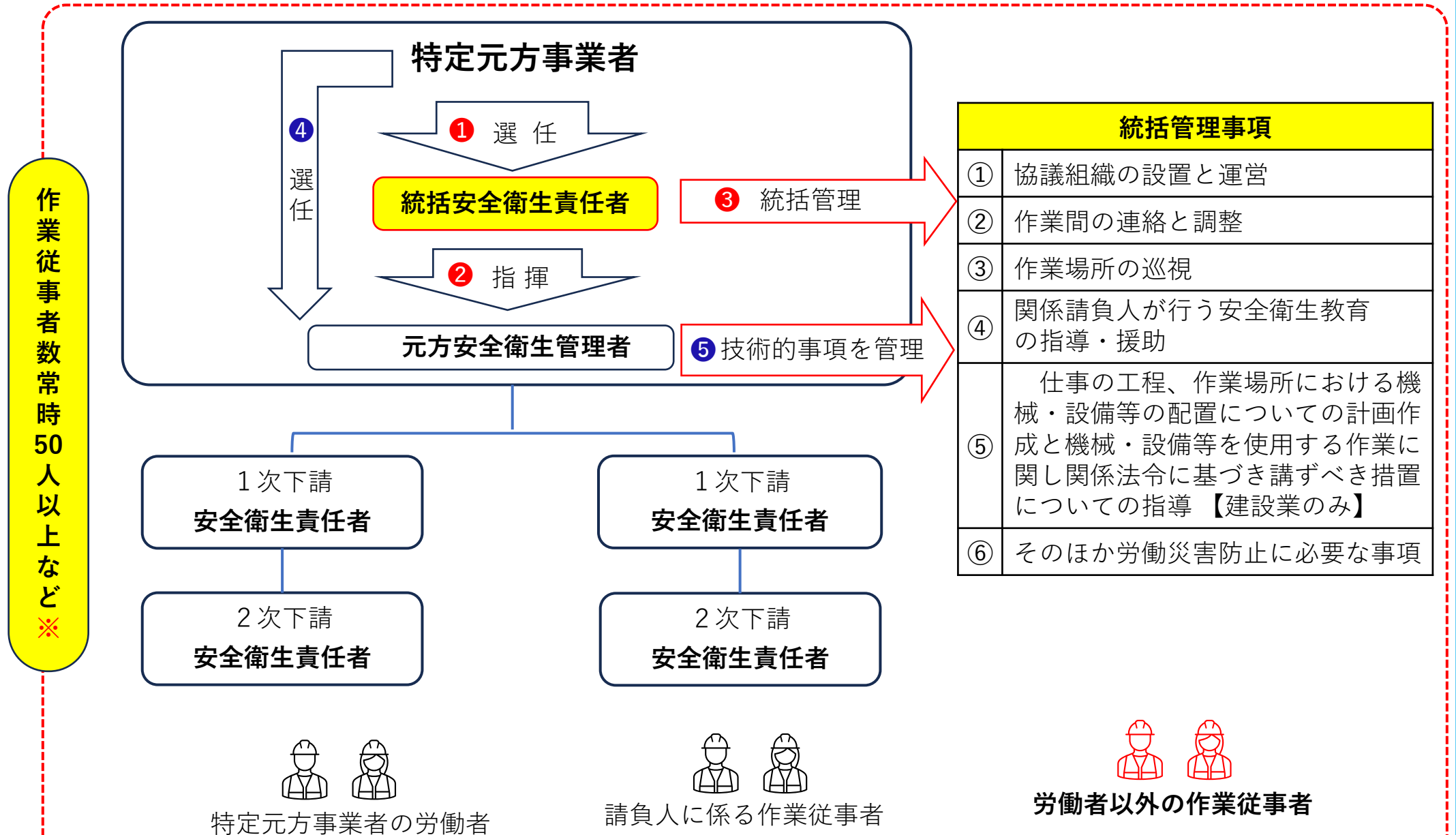
安衛法15条	15条の2	15条の3	16条
統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	店社安全衛生管理者	安全衛生責任者

統括安全衛生責任者を選任すべき
事業者**以外**の請負人が選任

上記の者の選任要件

仕事の区分	一の場所における作業従事者の数		
	常時 20 人以上	常時 30 人以上	常時 50 人以上
ずい道等の建設の仕事	店社安全衛生管理者	統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 安全衛生責任者	
一定の橋梁の建設の仕事	店社安全衛生管理者	統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 安全衛生責任者	
圧気工法による作業を行う仕事	店社安全衛生管理者	統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 安全衛生責任者	
主要構造部が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建築物の建設の仕事	店社安全衛生管理者		統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 安全衛生責任者
その他の仕事	—		統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者 安全衛生責任者

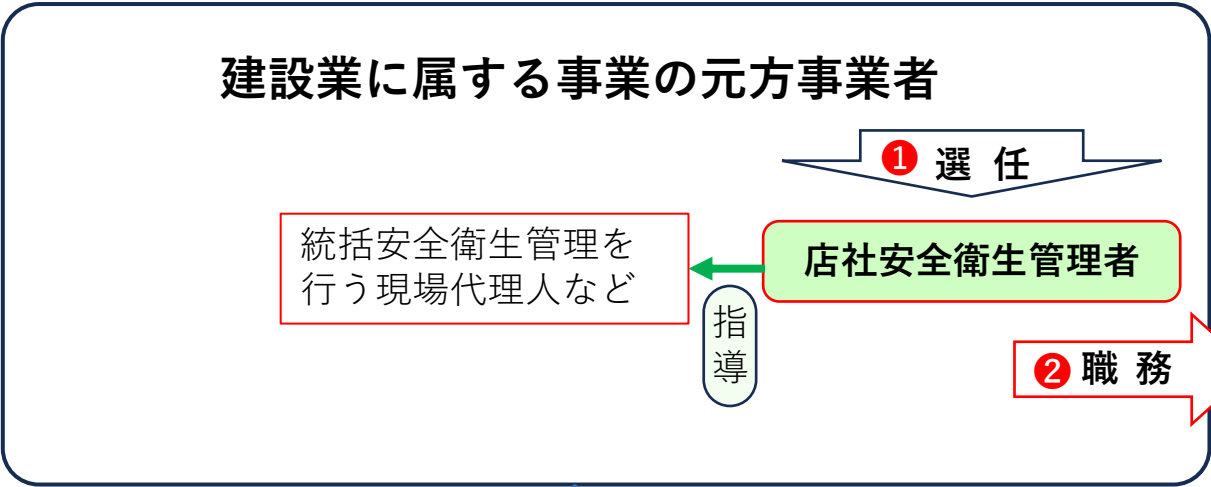
統括安全衛生責任者の選任（安衛法15条）



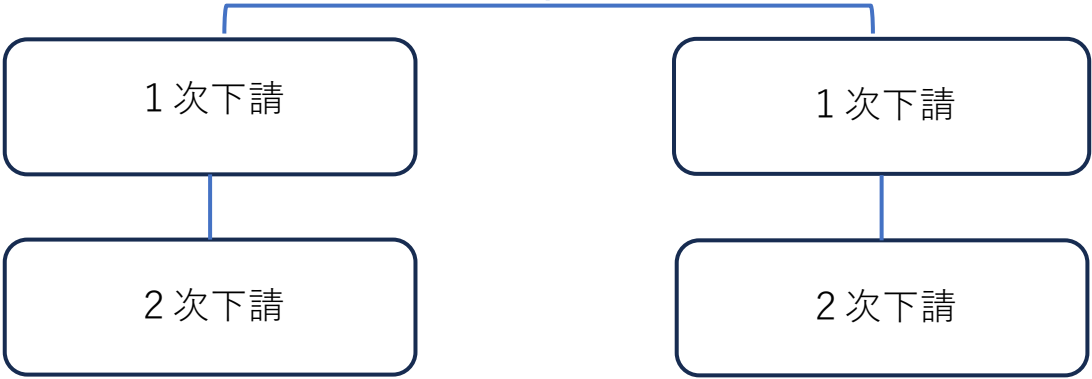
※ ずい道等の建設の仕事、一定の橋梁の建設の仕事、圧気工法による作業を行う仕事の場合は、常時30人

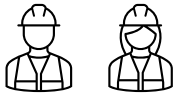
店社安全衛生管理者の選任（安衛法15条の3）

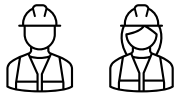
統括安全衛生責任者の選任を要しない一定の場所



①	30条1項各号の事項を担当する者（現場代理人など）に対する指導
②	作業従事者が作業を行う場所の巡視（少なくとも毎月一回）
③	労働者の作業の種類その他作業の実施の状況の把握
④	協議組織の会議への随時参加
⑤	計画に関し安衛法令の措置が講ぜられていることについての確認




元方事業者の労働者


請負人に係る作業従事者


労働者以外の作業従事者

2 連絡調整不足による労働災害事例

防潮堤周囲の海底掘削工事中に、 ドラグ・ショベルのバケットが潜水士に激突して死亡した

発生状況



陸地からドラグ・ショベルを用いて海底を掘削する工事を行うため、潜水士（被災者）が海に潜って測量を行っていた。

測量終了後、ドラグ・ショベルの運転士は、被災者が陸に上がったことを確認せずに、掘削作業を開始した。

運転士がブームを下げる操作を始めたとき、地上作業員は被災者との通信に使用する水中電話のスピーカーから「ストップ、ストップ」という声が流れてくるのを聞いた。地上作業員は、直ちに運転士にドラグ・ショベルの操作の停止を指示したが、間に合わず、バケットが被災者に接触した。

発見時、被災者は胸部に重傷を負っており、病院に搬送されたが死亡が確認された。

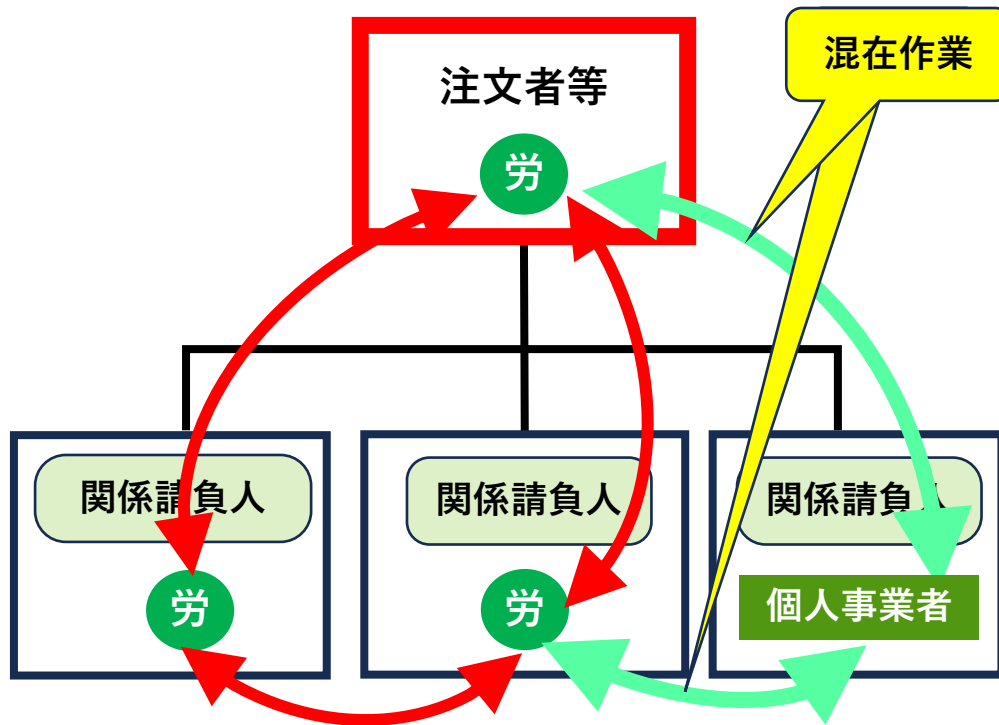
原因

- 1 ドラグ・ショベルに接触するおそれがある箇所に被災者を立ち入らせたこと
- 2 被災者の退避を確認せずにドラグ・ショベルによる掘削を開始したこと
- 3 掘削作業に係る作業計画や作業手順が定められていなかったこと
- 4 作業者間の連携が不足したこと
- 5 元方事業者による指導が不十分であったこと
- 6 元方事業者及び作業者間の連絡調整が不十分だったこと

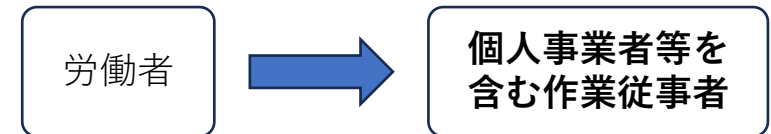
対策

- 1 ドラグ・ショベルに接触する可能性がある箇所に労働者を立ち入らせないこと
- 2 作業を開始する際は、重機の作業範囲内に人がいないことを確認すること
- 3 掘削作業に係る作業計画や作業手順を定めること
- 4 元方事業者は、作業計画の策定状況を確認し、必要な指導を行うこと

3 特定元方事業者等による統括管理・連絡調整等の措置



1 混在作業場所における統括管理措置の対象者の拡大



2 統括管理措置

- (1) 協議組織の設置及び運営
- (2) 作業間の連絡及び調整
- (3) 作業場所の巡視
- (4) 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助
- (5) 仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画の作成
当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導
- (6) 混在作業場所における労働災害を防止するため必要な事項

統括管理事項		安衛則の規定内容
①	協議組織の設置と運営	1 特定元方事業者及びすべての関係請負人が参加する協議組織を設置すること。 2 当該協議組織の会議を定期的に行うこと。 3 関係請負人は、協議組織に参加しなければならない。(635条)
②	作業間の連絡と調整	随時、特定元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における連絡及び調整を行わなければならない。(636条)
③	作業場所の巡視	1 毎作業日に少なくとも一回、これを行わなければならない。 2 関係請負人は、特定元方事業者が行う巡視を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。(637条)
④	関係請負人が行う安全衛生教育の指導・援助	教育を行う場所の提供、教育に使用する資料の提供等の措置を講じなければならない。(638条)
⑤	仕事の工程、作業場所における機械・設備等の配置についての計画作成と機械・設備等を使用する作業に関し関係請負人が関係法令に基づき講ずべき措置についての指導 【建設業のみ】	1 計画の作成 工程表等の当該仕事の工程に関する計画並びに当該作業場所における主要な機械、設備及び作業用の仮設の建設物の配置に関する計画を作成しなければならない。(638条の3) 2 関係請負人の講ずべき措置についての指導 (1) 車両系建設機械のうち令別表第七各号に掲げるもの（同表第五号に掲げるものの以外のものにあつては、機体重量が3トン以上のものに限る。）を使用する作業に関し155条条1項の規定に基づき関係請負人が定める作業計画が、法30条1項5号の計画に適合するよう指導すること。 (2) つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーンを使用する作業に関しクレーン則66条の2第1項の規定に基づき関係請負人が定める同項各号に掲げる事項が、法30条1項5号の計画に適合するよう指導すること。(638条の4)
⑥	そのほか労働災害防止に必要な事項	

1 特定元方事業者が関係請負人に周知させなければならない事項等

特定元方事業者は、その労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。）及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われる場合において、関係請負人に周知させなければならない事項等は、次のとおり。

- ① クレーン等の運転についての合図の統一（安衛則639条）
- ② 事故現場等の標識の統一等（640条）
- ③ 有機溶剤等の容器の集積箇所の統一（641条）
- ④ 警報の統一等（642条）
- ⑤ 避難等の訓練の実施方法等の統一等（642条の2、642条の2の2）
- ⑥ 周知のための資料の提供等（642条の3）

2 作業間の連絡及び調整（「元方事業者による建設現場安全管理指針について」（平成7年4月21日付け基発第267号の2））

元方事業者は、混在作業による労働災害を防止するため、混在作業を開始する前及び日々の安全施工サイクル活動時に次の事項について、混在作業に関連するすべての関係請負人の安全衛生責任者又はこれに準ずる者と十分連絡及び調整を実施すること。

- ① 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の作業計画
- ② 移動式クレーンを用いて作業を行う場合の作業計画
- ③ 機械設備等の配置計画
- ④ 作業場所の巡視の結果
- ⑤ 作業の方法と具体的な労働災害防止対策

4 特定の作業等に係る注文者としての措置

注文者としての措置 1

1 一の場所において、特定作業を行う場合に講ずべき措置（安衛法31条の3①、安衛則662条の5～8）

(1) 特定発注者等（※）は、特定作業に従事する全ての労働者の労働災害を防止するため次の措置を講じなければならない。

※ 特定作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の全部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているもの

(2) 特定作業 → 次の機械に係る作業（安衛則662条の5）

- ① 機体重量が3トン以上のパワー・ショベル、ドラグ・ショベル、クラムシエル
- ② くい打機、くい抜機、アース・ドリル、アース・オーガー
- ③ つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン

(3) 講ずべき措置 → A及びBにおける作業の内容、作業に係る指示の系統及び立入禁止区域について必要な連絡及び調整



パワー・ショベル等に係る作業	運転、玉掛け又は誘導の作業その他当該機械に係る作業
くい打機等に係る作業	運転、作業装置の操作（車体上の運転者席における操作を除く。）、玉掛け、くいの建て込み、くい若しくはオーガーの接続又は誘導の作業その他当該機械に係る作業
移動式クレーンに係る作業	運転、玉掛け又は運転についての合図の作業その他当該機械に係る作業

注文者としての措置 2

2 一の場所において、建設物、設備又は原材料を使用させるときに講ずべき措置（安衛法31条1項）

- (1) 特定事業（※）の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料を、当該仕事を行う場所においてその請負人に係る作業従事者（労働者及び労働者同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者に限る。）に使用させるときは、当該建設物等について、労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

※ 元方事業者のうち、建設業、造船業に属する事業

(2) 必要な措置（安衛則644条～662条）

①	くい打機及びくい抜機	くい打機又はくい抜機の基準に適合するものとしなければならない。 安衛則172条、174条～176条、178条～181条及び183条
②	軌道装置	軌道装置の基準に適合するものとしなければならない。 安衛則196条～204条、207条～209条、212条、213条、215条～217条
③	型わく支保工	厚生労働大臣が定める規格及び型わく支保工の基準に適合するものとしなければならない。 安衛則237条～239条、242条、243条
④	アセチレン溶接装置	安衛則647条各号に定める措置を講じなければならない。
⑤	交流アーク溶接機 （自動溶接機を除く。）	厚生労働大臣が定める規格に適合する交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を備えなければならない（一定の場所において使用するときに限る。）。
⑥	電動機械器具	当該電動機械器具（※）が接続される電路に、当該電路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電しや断装置を接続しなければならない。 ※ 対地電圧が150ボルトを超える移動式若しくは可搬式のもの又は水等導電性の高い液体によつて湿潤している場所その他鉄板上、鉄骨上、定盤上等導電性の高い場所において使用する移動式若しくは可搬式のもの
⑦	潜函等	当該潜函等の内部で明り掘削の作業を行うときは、当該潜函等について、安衛則650条各号に定める措置を講じなければならない。
⑧	ずい道型わく支保工	ずい道型わく支保工の基準に適合するものとしなければならない。 安衛則397条、398条

⑨	物品揚卸口等	ア 作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが2 m以上の箇所で墜落により作業従事者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。 イ 作業床で高さ又は深さが1.5mを超える箇所にあるものについては、作業従事者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。
⑩	架設通路	架設通路の基準に適合するものとしなければならない。 安衛則552条
⑪	足場	ア 安衛則655条1項各号に定める措置を講じなければならない。 イ 作業開始前の点検については、点検結果を記録し、足場を使用する作業が終了するまでの間保存しなければならない。
⑫	作業構台	ア 安衛則655条の2第1項各号に定める措置を講じなければならない。 イ 作業開始前の点検については、点検結果を記録し、作業構台を使用する作業が終了するまでの間保存しなければならない。
⑬	クレーン等	厚生労働大臣が定める基準（特定機械等の構造に係るものに限る。）又は厚生労働大臣が定める規格に適合するものとしなければならない。
⑭	ゴンドラ	厚生労働大臣が定める基準（特定機械等の構造に係るものに限る。）に適合するものとしなければならない。
⑮	局所排気装置	装置の性能については、基準に適合するものとしなければならない。 有機則16条（特化則38条の8において準用する場合を含む。）又は粉じん則11条
⑯	プッシュプル型換気装置	装置の性能については、基準に適合するものとしなければならない。 有機則16条の2（特化則38条の8において準用する場合を含む。）又は粉じん則11条
⑰	全体換気装置	装置の性能については、基準に適合するものとしなければならない。 有機則17条（特化則38条の8において準用する場合を含む。）
⑱	圧気工法に用いる設備	設備の作業室の内部の圧力が大気圧を超えるものを使用させるときは、当該設備を基準に適合するものとしなければならない。 高圧則4条から7条の3まで、21条2項
⑲	エックス線装置	厚生労働大臣が定める規格に適合するものとしなければならない。
⑳	ガンマ線照射装置	厚生労働大臣が定める規格に適合するものとしなければならない。

5 個人事業者等に仕事を請け負わせる際の留意事項

請け負わせる際の留意事項

1 確認する

個人事業者等の業務上災害の防止、ひいては同じ場で働く労働者の災害防止のため、労働安全衛生法が改正され（令和7年）、個人事業者等が同法による保護の対象、義務の主体として位置付けられ、安衛法への対応が求められていることを知っているか

2 改正内容を共有する

- (1) 混在作業現場における作業間の連絡調整などの統括管理措置の対象に、個人事業者等も追加され、管理の対象となること（安全衛生確保の観点から行う指導・指示があること）
- (2) 事業者が安衛法の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならないこと
- (3) 関係者が実施する労働災害防止に関する措置に協力すること（努力義務）
- (4) 個人事業者等自身への義務付けは次のとおりであること
 - ① 厚生労働大臣が定める構造規格等を備えていない一定の機械等は、使用禁止
 - ② 特定の機械等については、定期自主検査の実施
 - ③ 危険・有害な業務には安全衛生教育の受講
- (5) 業務災害が発生した場合は、報告すること

3 現場での作業内容や作業条件等を明示する

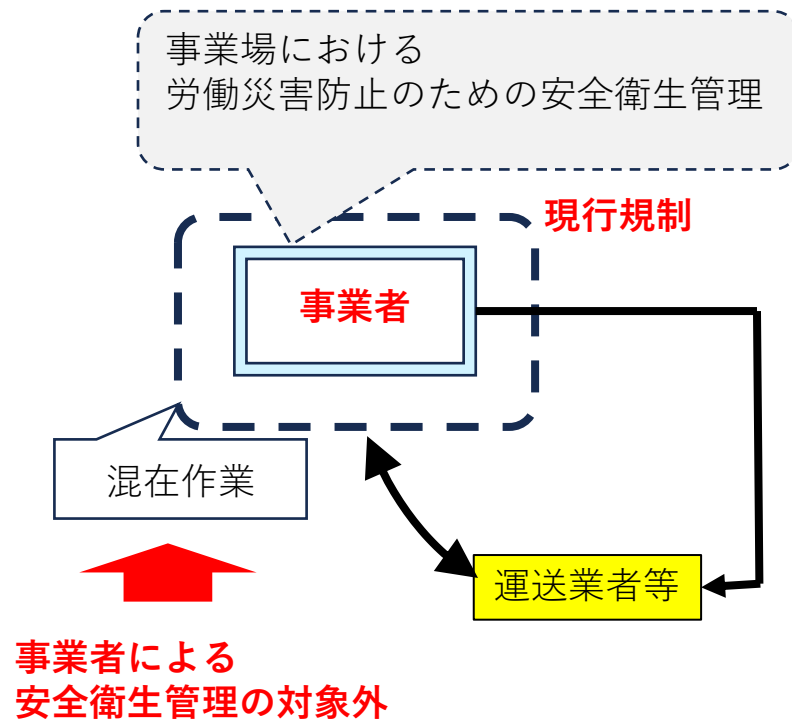
注
文
者

個
人
事
業
者
等

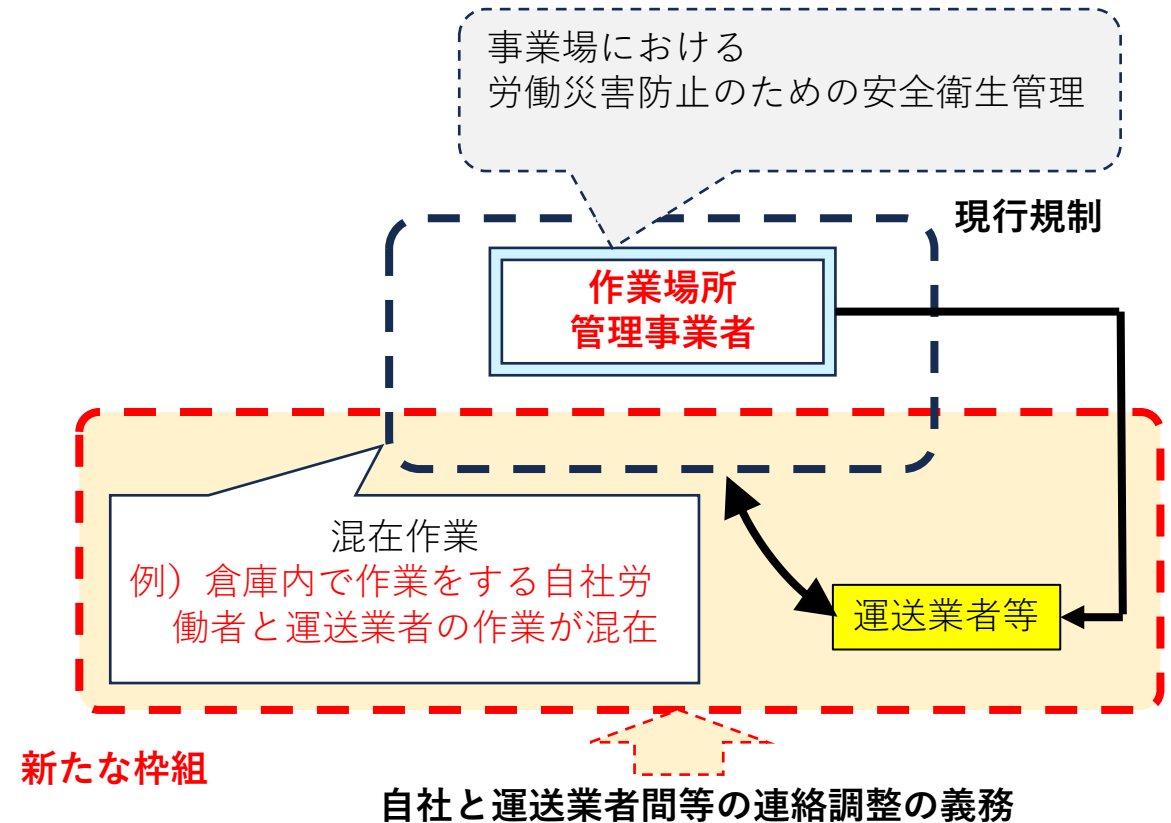
6 作業場所管理事業者として必要な措置

- 1 3業種（建設業・造船業・製造業）や仕事の枠にかかわらず、「一の場所」で行われる混在作業（荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業等）に着目し、混在作業場所を管理する者（作業場所管理事業者）に作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組みが創設された。

＜＜現行＞＞



＜＜見直し後＞＞



- 2 作業場所管理事業者の講ずべき措置（安衛法30条の4）

- (1) 作業場所管理事業者（※）は、その管理する一の場所において作業従事者のいずれかが、危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

※ 仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するもの

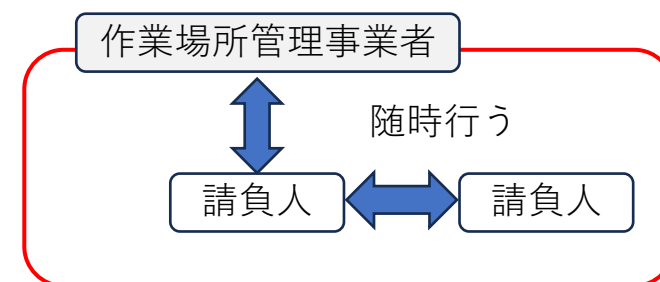
- (2) 危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務（安衛則643条の10）
次の表に掲げる、周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある業務

就業制限に係る業務	特別教育を必要とする業務	作業主任者を選任すべき作業	作業を指揮する者を定める必要がある作業	貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務	定期に実施する検査、補修等の業務
安衛令20条各号	安衛則36条各号	安衛令第6条各号	安衛則151条の4等	安衛則151条の2第7号	安衛則169条の2、171条等

3 作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置

(1) 作業間の連絡及び調整（安衛則643条の11）（右図参照）

作業場所管理事業者は、随時、作業場所管理事業者と請負人との間、請負人相互間における法30条の4第1項の連絡及び調整を行わなければならない。



(2) 作業場所管理事業者等の講ずべき措置（安衛則643条の12）

① 作業場所管理事業者は、安衛法30条の4に規定する場合を除き、その管理する一の場所において作業従事者が作業を行う場合には、

当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、随時、作業場所管理事業者と当該事業を行う者との間及び事業を行う者相互間における連絡及び調整を行うものとする。

作業場所管理事業者以外の事業を行う者は、作業場所管理事業者が行う措置に応じて、必要な措置を講ずるものとする。

② 事業を行う者は、作業場所管理事業者がいない一の場所においてその作業従事者及び当該一の場所において行われる事業を行う他の事業を行う者に係る作業従事者が作業を行う場合には、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、随時、当該他の事業を行う者と総合に連絡及び調整を行うものとする。

③ 作業従事者は、講じられる措置に応じて、必要な事項を守るものとする。

- 作業場所管理事業者の管理する一の場所
↔ 連絡と調整

